

No. 1 4

令和6年（9月）

第3回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 4 3 号	損害賠償の額の決定及び和解について	公園緑地課	1
第 4 4 号	損害賠償の額の決定及び和解について	学校教育課	3
第 4 5 号	損害賠償の額の決定及び和解について	土地区画 整理事務所	5

報告第43号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年7月16日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、除草作業中の事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

539,490円

自動車修理費及び代車費用

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和6年5月29日（水）午前9時50分頃、公園緑地課職員が雀宮緑地において除草作業を行っていたところ、肥塚392番1の敷地内に駐車中の相手方車両に刈払機により^{はじ}弾かれた石が飛散し、相手方車両を損傷させた。



報告第44号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年7月22日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、校外方式水泳授業におけるバスでの送迎中の事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

66,310円

休業補償費及び自動車修理費

2 損害賠償の相手方

深谷市田中748番地

武蔵野交通株式会社

代表取締役 反町 秋夫

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和5年11月15日（水）午前9時16分頃、三尻小学校の校外方式水泳授業におけるバスでの送迎のため、当該車両が拾六間768番2の敷地内に駐車していたところ、当該車両に乗車していた児童の指が座席の間に挟まり、救助のため当該座席を取り外した際、相手方車両を損傷させた。



報告第45号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年7月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月3日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

362,967円

自動車修理費及び代車費用

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和6年6月19日（水）午後5時10分頃、土地区画整理事務所職員が末広一丁目13番地先において赤信号で庁用車を停車していたところ、ブレーキ操作を誤り当該庁用車を発進させ、前方に停車中の相手方車両の後部に接触したため、相手方車両を損傷させた。

